

新設小学校建設基本構想・基本計画

令和3年3月

八潮市教育委員会

新設小学校建設基本構想・基本計画

目次

第1章 基本構想・基本計画の目的等

1 基本構想・基本計画の目的

第2章 与条件の整理

- 1 南部地区の児童数及び学級数の将来推計について
- 2 建設予定地及び周辺環境の概要
- 3 新設小学校の規模について
- 4 新設小学校の建設時期について

第3章 基本構想

- 1 施設のコンセプト
- 2 施設の基本構成
- 3 主な想定施設
- 4 施設の規模
- 5 新設小学校の敷地設定

第4章 基本計画

- 1 基本方針
- 2 土地利用計画及びゾーニング検討
- 3 必要諸室、配慮事項、面積規模
- 4 配置計画
- 5 平面計画
- 6 断面計画
- 7 諸室の機能図

第5章 事業方式の検討

- 1 検討する事業方式
- 2 各事業方式の概要
- 3 開校までの期間の比較検討
- 4 採用する事業方式

第6章 開校までのスケジュール（案）

第1章 基本構想・基本計画策定の目的等

1 基本構想・基本計画の目的

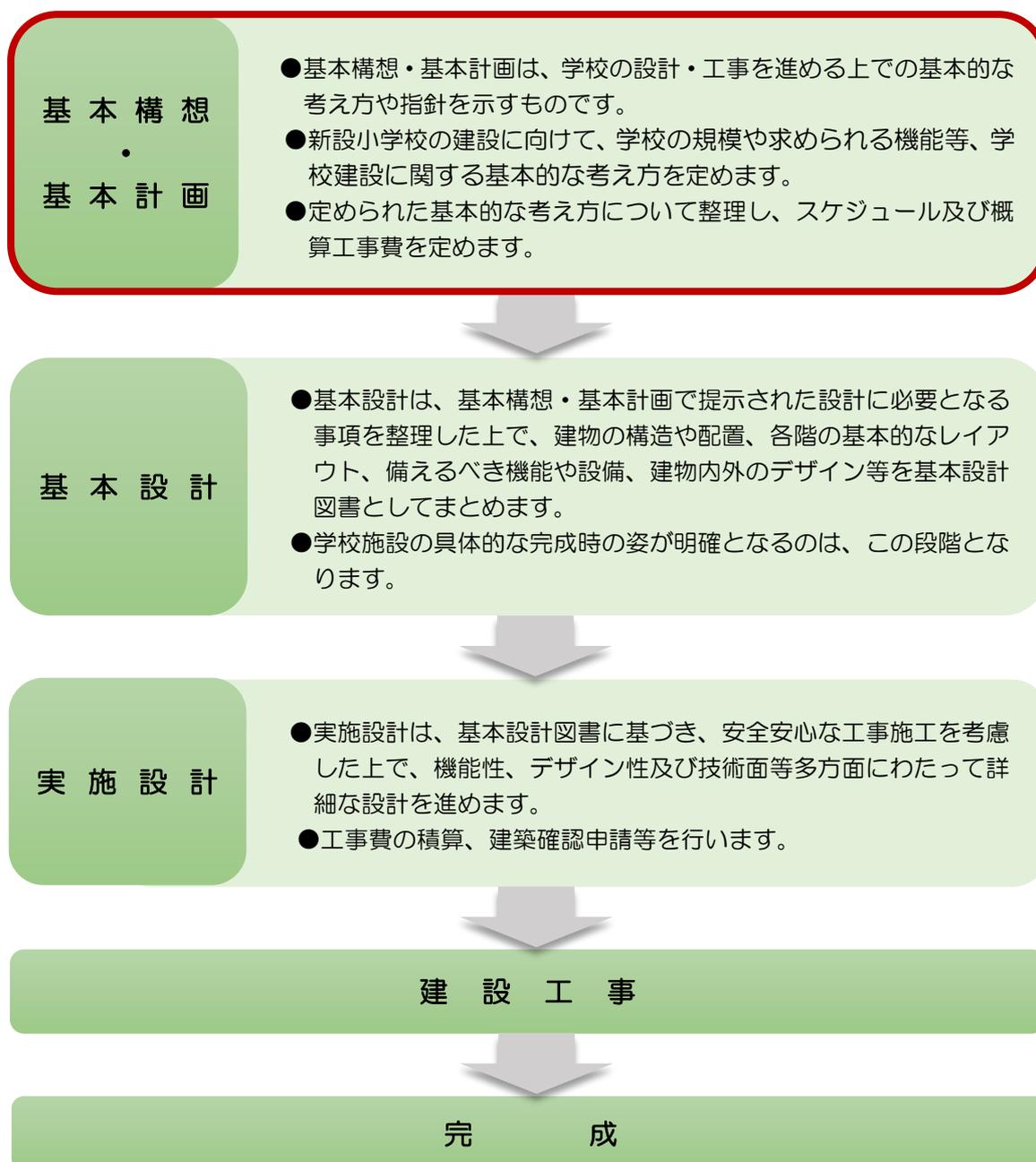
本市の南部地区においては、八潮駅の開業に伴って土地区画整理事業が実施され、近年の開発に伴い、児童生徒数が増加しています。

このため、南部地区を通学区域とする大曾根小学校及び大瀬小学校においては、今後の児童数の急増により、数年で教室不足となることが見込まれています。

本市では、これに対応するため、現在、南部地区において埼玉県が施行している土地区画整理事業により整備される予定の新設小学校用地に小学校を新たに建設し、令和7年度当初に開校することを予定しています。

この基本構想・基本計画は、新設小学校の建設に向けて、学校の規模や求められる機能等、学校建設に関する基本的な考え方について整理し、今後の設計に反映するために策定するものです。

図表 1-1 基本構想・基本計画の位置づけ



第2章 与条件の整理

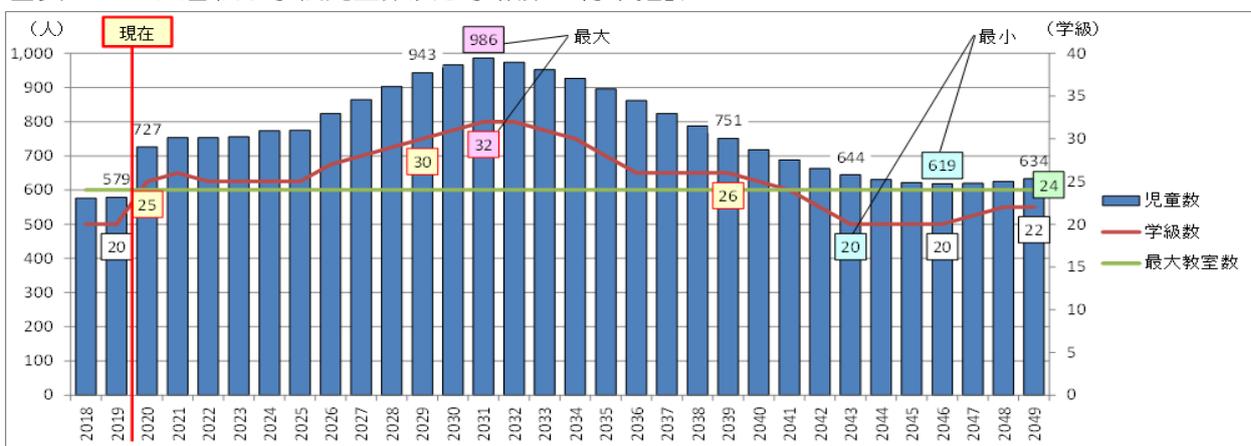
1 南部地区の児童数及び学級数の将来推計について

本市の南部地区においては、近年の開発に伴い、児童生徒数が増加しています。

令和2年3月に八潮市教育委員会が策定した「八潮市学校適正配置指針・計画」においては、南部地区の概況と今後の見込みについて、次のように記載されています。

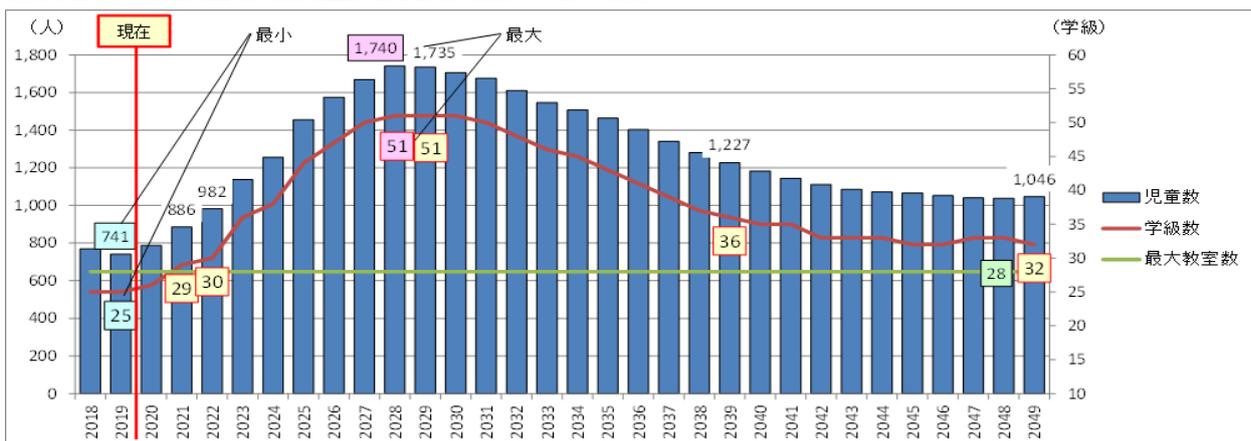
- ・南部地区の開発に伴い児童生徒数が増加し、大曽根小学校、大瀬小学校、大原小学校、潮止中学校では、児童生徒数が大きく増加すると予想される。
- ・大瀬小学校近辺では、大規模集合住宅の影響により、今後、大瀬小学校及び潮止中学校の児童生徒数が急増すると見込まれ、ここ数年で教室の不足が懸念される。
- ・大曽根小学校においても数年後に教室数不足が生じる推計が出ている。

図表 2-1 大曽根小学校児童数及び学級数の将来推計



【出典：八潮市学校適正配置指針・計画（令和2年3月策定）】

図表 2-2 大瀬小学校児童数及び学級数の将来推計



【出典：八潮市学校適正配置指針・計画（令和2年3月策定）】

上記推計により今後見込まれる教室不足については、通学区域の変更のみでの対応が困難であることから、学校の分離・新設により、教室不足への対応を行うこととしました。

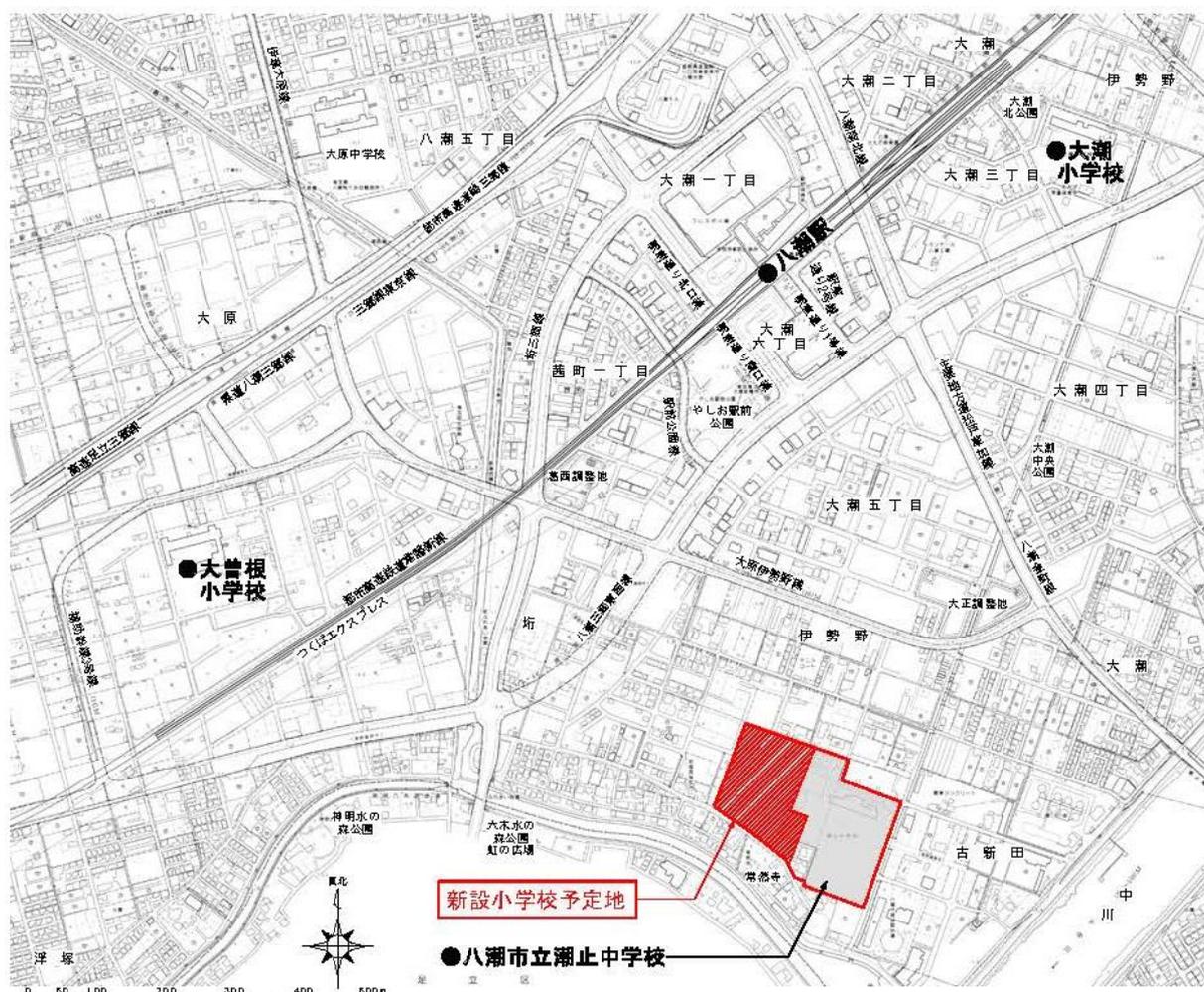
この施策は、教室不足となる学校の通学区域の一部を分離し、その分離した区域を、新たに建設する学校の通学区域とするものです。

南部地区においては、埼玉県が施行している土地区画整理事業により整備される予定の小学校用地があることから、当該用地を取得し、新設小学校を建設することで教室不足の解消を図ります。

2 建設予定地及び周辺環境の概要

新設小学校の建設予定地である小学校用地は、市の南部地区に位置し、潮止中学校に隣接した場所にあります。現在、埼玉県が施行する土地区画整理事業により、小学校用地である仮換地及び保留地の造成並びに周辺道路等の整備が進められています。

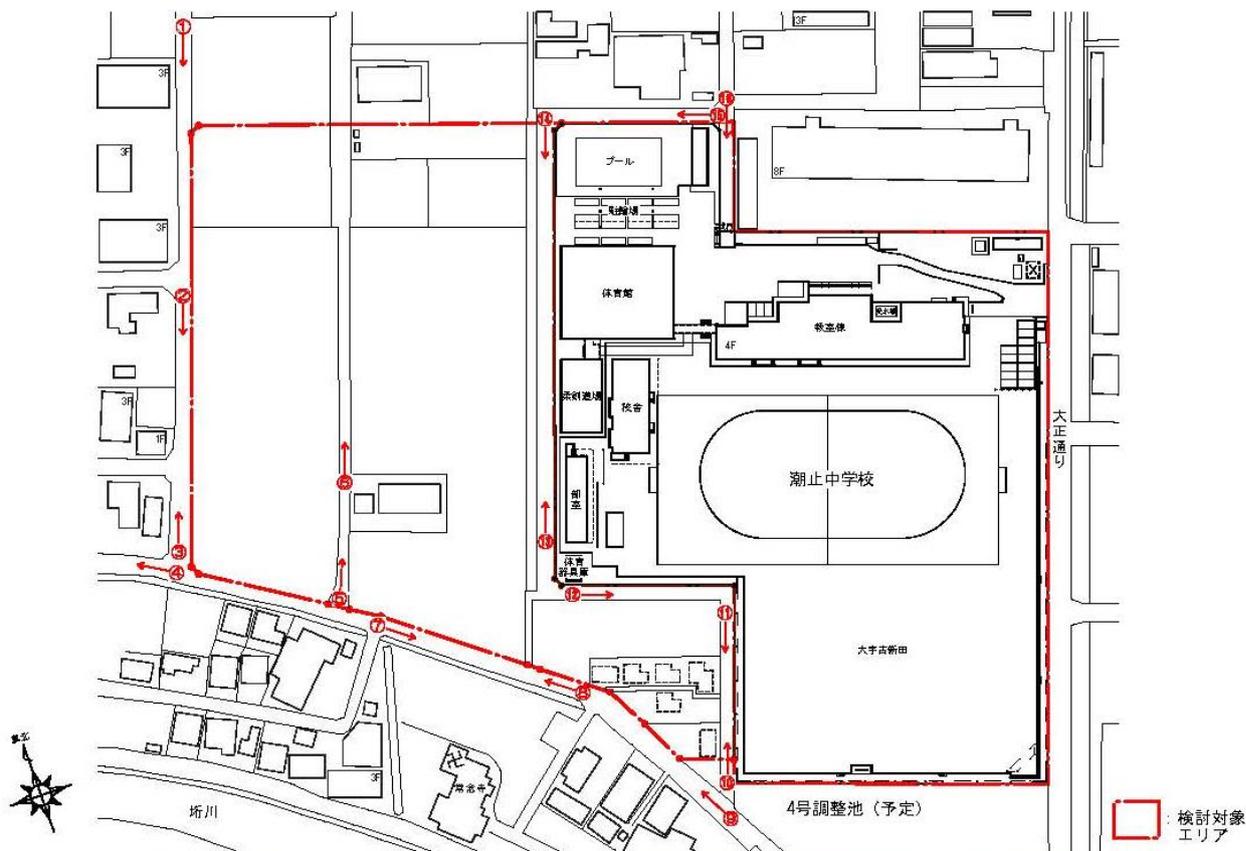
図表 2-3 新設小学校予定地の位置



【新設小学校用地】

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業 144 街区 1,2,3,4,7,8,16,17 画地

図表 2-4 新設小学校予定地及び周辺の現況（令和 2 年 10 月現在）



① 計画地西側の区6-98道路



② 左側の計画地は宅地造成工事中



③ 計画地西側の区6-98道路



④ 計画地南西角から南道路を望む



⑤ 計画地内の現況



⑥ 計画地内の現況



⑦ 計画地南側の道路



⑧ 計画地南側の道路



⑨ 計画地南側の道路



⑩ 市道予定市道、右側は潮止中グラウンド



⑪ 市道予定市道、左側は潮止中グラウンド



⑫ 市道予定市道、左側は潮止中グラウンド



⑬ 市道予定の市道と水路



⑭ 市道予定市道、左側は潮止中プール



⑮ 区6-96予定道路、左側は潮止中プール



⑯ 潮止中への進入路

3 新設小学校の規模について

八潮市学校適正配置指針・計画においては、学校の規模適正化についても定められており、小学校については、12 学級以上 24 学級以下（特別支援学級を除く）が適正規模とされています。

また、文部科学省では、31 学級以上の学校を「過大規模校」とし、過大規模校については速やかにその解消を図るように設置者に求めています。

学級数の基準・対応（通常学級）

	小規模		適正規模	大規模	
小学校	複式学級化	11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下 （特別の事情がある場合を除く）	25 学級以上	教室数不足
中学校	複式学級化	8 学級以下	9 学級以上 18 学級以下 （特別な事情がある場合を除く）	19 学級以上	教室数不足
方策	対応	要検討	維持	要検討	対応

【出典：八潮市学校適正配置指針・計画（令和 2 年 3 月策定）】

南部地区の教室不足を全て解消できる規模の小学校を建設する場合は、学校規模は 31 教室以上の「過大規模校」となり、次のような課題があります。

- ・新設小学校の通学区域をかなりの広範囲とする必要があり、その通学区域においては、大瀬小学校を通り越して新設小学校へ通学することとなる児童が生じること
- ・推計において今後急増する見込みとなっている南部地区の児童数は、その後減少に転ずると推計されていることから、過大規模校となる規模の学校を建設すると、将来的に空き教室が生じ、これらの有効活用や減築等を検討する必要が生じること

以上のことを踏まえ、新設小学校の規模は、適正規模の範囲における上限である通常学級 24 室に特別支援学級 2 室を加えた 26 学級とします。

4 新設小学校の建設時期について

新設小学校は、教室不足の解消を目的とするものであるため、可能な限り早期に建設し、開校する必要があります。建設には、用地の造成及び購入、建物の設計及び工事に期間を要するため、手続を迅速に進め、令和 7 年度当初の開校を予定します。

このため、新設小学校の建設工期は、令和 5 年度～令和 6 年度とします。

第3章 基本構想

1 施設のコンセプト

本市では、「八潮市教育大綱」において、「明日の八潮を担う人づくり～「共生・協働」「安全・安心」を基盤として～」を基本理念とし、基本目標として、「安全・安心な教育環境づくり」、「望ましい学校教育環境づくり」が掲げられています。

また、これからの学校施設は、子供たちに良好な学習環境、生活環境を提供するだけでなく、災害時における避難所としての利用といった社会的要望に対応できる施設であることも求められます。

これらを踏まえ、施設に求められる機能や性能等に関するコンセプトを次のとおり定めます。

(1) 安全で快適な学校生活環境

学校は、子供たちの学びの場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場であることに鑑み、子供たちの安全な学習環境及び生活環境の確保を第一に、かつ心地よい居場所としての快適な室内環境の確保を目指します。子供たちが安心して有意義な学校生活を送ることができるよう、施設の安全性や防犯性に配慮するとともに、誰もが利用しやすい快適な生活環境を整備します。

(2) 多様な学習内容・学習形態に対応する教育環境

子供たちの習熟度に応じた学習や少人数指導、また、学習教育の情報化（ICT化）等、近年の学習内容や学習形態の多様化に対応した教育環境を整備します。

(3) 立地条件を即した環境整備

潮止中学校に隣接する小学校であることを踏まえ、土地区画整理事業により造成される限られた敷地を有効に活用し、小中一貫教育に係る施設活用を想定し、両校間の移動、交流等に配慮した計画となるよう、新設小学校の建物及び校庭等の配置を検討し、良好な教育環境の整備を目指します。

(4) 地域・防災への配慮

学校施設は、地域にとって最も身近な公共施設として、地域活動や生涯学習の場として、また、災害時には地域の防災拠点としての役割を持っています。

このため、新設小学校の建設にあたっては、子供たちだけでなく、保護者や地域住民等が安全で利用しやすい環境を整備するとともに、隣接する潮止中学校が災害時における指定避難所として位置づけられていることに鑑み、災害時において地域の人が利用することを想定し、分かりやすく避難しやすい施設とするほか、隣接する潮止中学校との人や物資の行き来等、新設小学校に求められる防災性能について検討します。

(5) 環境への配慮

地球温暖化対策の国際的な取組を背景として、学校施設においても、施設整備や光熱水利用等における省エネルギー化について、今後より一層の取組みが求められます。

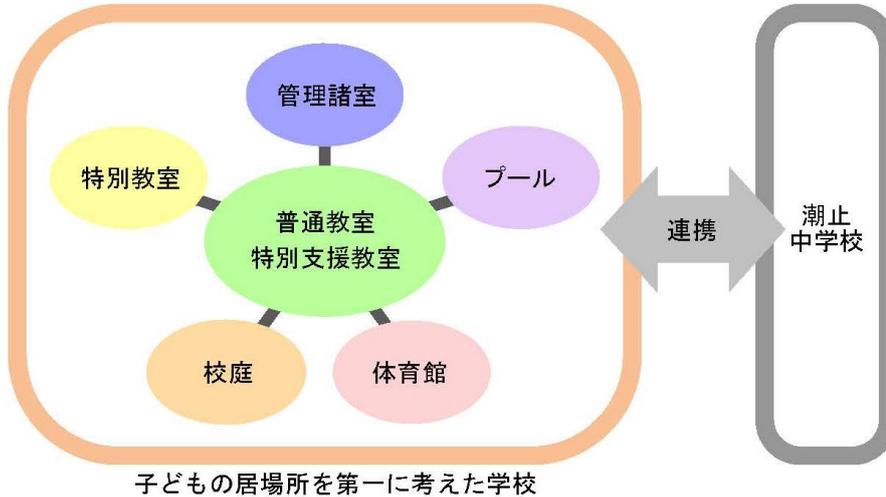
このため、省エネルギー性能の優れた設備の導入を推進するとともに、費用対効果等を勘案しながら、太陽光等の自然エネルギーの導入を検討し、環境負荷の低減に配慮した施設を目指します。

2 施設の基本構成

施設のコセプトをふまえ、施設の基本構成のイメージを次のとおり示します。

子どもたちの居場所を第一に考え、小学校としての独立性を保ちつつ、小中一貫教育や災害時の施設利用の観点から、隣接する潮止中学校との連携を考慮した施設構成とします。

図表 3-1 施設の基本構成イメージ



3 主な想定施設

主な想定施設は次のとおりです。

図表 3-2 主な想定施設

普通教室	26室（特別支援教室2室を含む）
特別教室	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室 ほか
多目的教室等	多目的室及び少人数授業用教室
管理諸室	校長室、職員室、保健室、事務室、主事室、会議室、放送室、教育相談室、職員更衣室、教材室、印刷室、倉庫 ほか
体育施設	体育館、プール（更衣室等含む）、校庭
外構等	植栽、敷地境界フェンス、駐車場、駐輪場、体育器具庫、その他附属建物等

4 施設の規模

(1) 校舎及び屋内運動場の面積

文部科学省基準※1より、学級数に応ずる校舎及び屋内運動場の必要面積を算定します。

計画クラス数 学級数 (N) 24学級 特別支援学級 2学級 計 26学級	(1) 校舎（学級数に応ずる校舎必要面積）	
	5,000 + 173 (N-18) =	6,038 m ²
	特別支援学級 2CR × 168 =	336 m ²
	計	6,374 m ²
	多目的室及び少人数授業用教室 加算	
	6,374 × 1.180 =	7,521 m ²
(2) 屋内運動場（学級数に応ずる屋内運動場必要面積）		1,215 m ²
学級数に応ずる校舎及び屋内運動場必要面積		
(1) + (2) =		8,736 m ²

※1：公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日 18文科施第188号）

(2) 校庭の面積

文部科学省基準※2より、校庭の面積は 7,200 m²以上を確保することとします。

児童数		児童数	面積
24学級×35人	= 840 人	1人以上240人以下	2,400 m ²
2学級×8人	= 16 人	241人以上720人以下	2400+10×(児童数-240) m ²
計	856 人	720人以上	7,200 m ²

※2：小学校設置基準（平成 14 年 3 月 29 日 文部科学省令第 14 号）

5 新設小学校の敷地設定

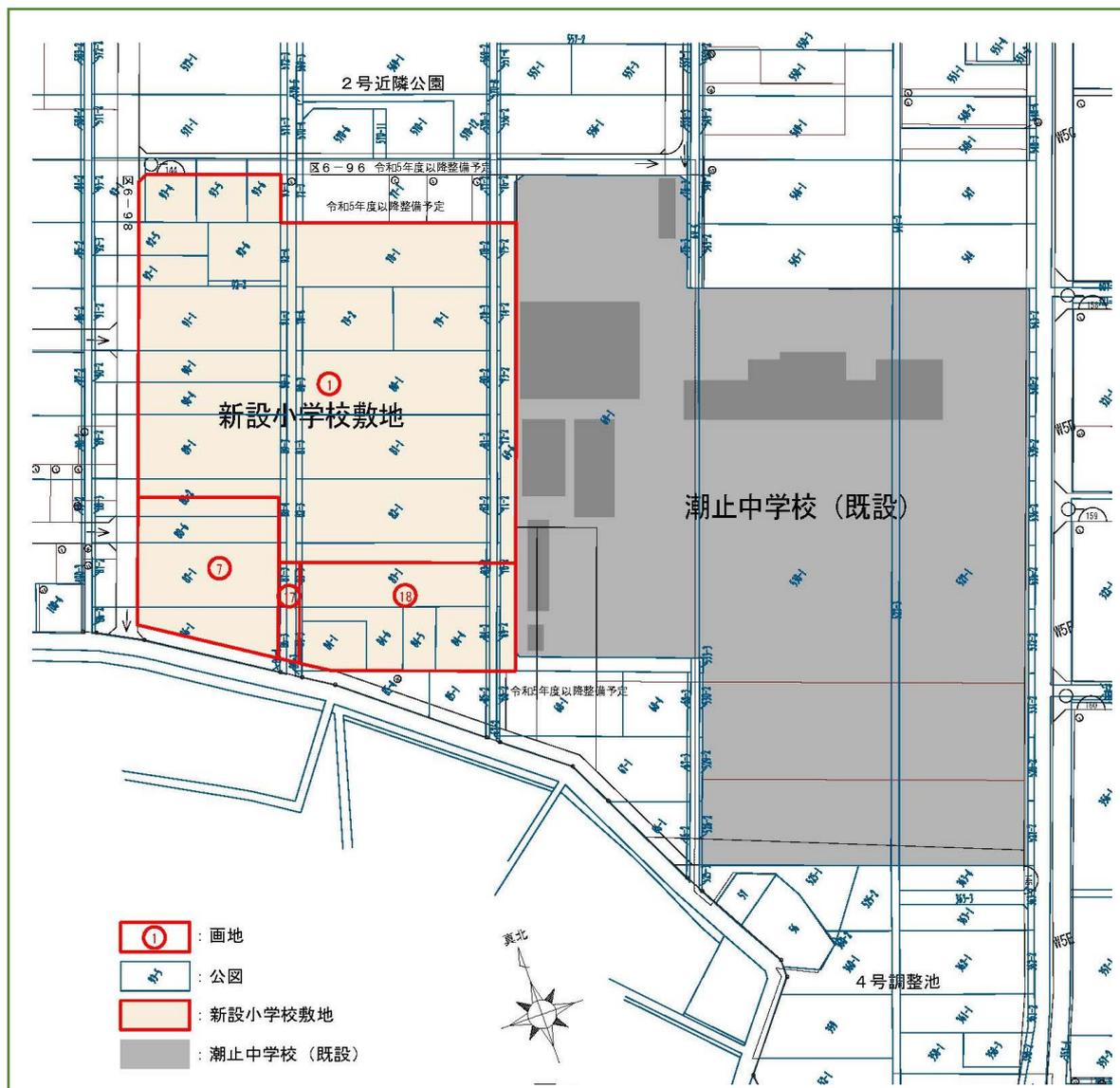
新設小学校の建設予定地は、現在、埼玉県が施行する土地区画整理事業により、用地の造成並びに周辺道路等の整備が進められていますが、これらの用地のうち、造成完了時期が令和5年度以降となる見込みの仮換地があります。

新設小学校は、令和7年度当初の開校を目指し、令和5年度～令和6年度の2か年で建設工事を実施する予定であることから、建設工事を着工する令和5年度までに造成が完了しないことが見込まれる仮換地については、新設小学校敷地に含めないこととします。

図表 3-3 新設小学校敷地の内訳

街区画地	区分	所有者	地積 (m ²)	備考
144 街区 1 画地	保留地	—	10,071	土地区画整理事業施行者から購入予定
144 街区 2 画地	仮換地	八潮市	敷地に含めない	令和5年度以降に造成完了予定
144 街区 3 画地	仮換地	八潮市	敷地に含めない	令和5年度以降に造成完了予定
144 街区 4 画地	仮換地	八潮市	敷地に含めない	令和5年度以降に造成完了予定
144 街区 7 画地	仮換地	埼玉県	1,623	所有者から購入予定
144 街区 8 画地	仮換地	八潮市	敷地に含めない	令和5年度以降に造成完了予定
144 街区 2 画地	仮換地	八潮市	敷地に含めない	令和5年度以降に造成完了予定
144 街区 3 画地	仮換地	八潮市	敷地に含めない	令和5年度以降に造成完了予定
144 街区 4 画地	仮換地	八潮市	敷地に含めない	令和5年度以降に造成完了予定
144 街区 16 画地	仮換地	八潮市	1,858	
144 街区 17 画地	仮換地	八潮市	164	
新設小学校敷地面積			13,716	

図表 3-4 新設小学校敷地



計画地の状況

所在地	草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業 144 街区 1,7,16,17 画地
敷地面積	13,716㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火・準防火	指定なし
地域・地区等	八潮市第二種高度地区、八潮南部西地区地区計画区域 (A 地区)
建ぺい率	60%
容積率	200%
周辺道路等	北側：土地区画整理法による道路 (未整備) 幅員6.0m、隣地 (造成中) 西側：土地区画整理法による道路 (整備済) 幅員6.0m 南側：隣地 (歩道未整備)、隣地 (造成中) 東側：隣地 (潮止中学校敷地)、隣地 (造成中)

第4章 基本計画

1 基本方針

(1) 配置計画の基本的な考え方

- ・敷地の特性及び自然環境、教育環境に配慮した配置計画とします。
- ・グラウンドは出来るだけ整形に確保するとともに適切な緑化計画を行います。
- ・児童の安全性に配慮した外部動線計画とします。
- ・潮止中学校との連携に配慮した計画とします。
- ・周辺環境への影響に配慮した配置計画とします。

(2) 平面計画の基本的な考え方

- ・児童の教育環境を第一に考えた平面計画とします。
- ・児童の移動がしやすくわかりやすい動線計画とします。
- ・明るく、開放的で居心地のよい空間の創出を目指します。
- ・学年単位の活動及び特別教室との連携を考慮した平面計画とします。
- ・職員室、校長室からの見守りに配慮した計画とします。
- ・将来の変化に対応できるフレキシビリティの高い施設とします。
- ・バリアフリーに配慮した施設計画とします。

(3) 断面計画の基本的な考え方

- ・適正なグラウンド面積の確保を考慮し、校舎は4階建て程度とし、体育館とプールを含めた一体的な計画を想定します。
- ・適正な学習空間及び合理的な設備計画が可能な階高を確保します。
- ・浸水対策を考慮した1階床レベルの設定に配慮します。
- ・移動のバリアをなくすなどユニバーサルデザインに配慮した断面計画とします。
- ・周辺住民への圧迫感や日影の影響に配慮した計画とします。

(4) 内外装計画の基本的な考え方

- ・周辺の街並みとの調和に配慮した外装計画とします。
- ・児童の活動や賑わいが感じられる外装計画とします。
- ・落ち着いて学習及び日々の生活ができる内装計画とします。
- ・木質化を行い、温かみのある居心地のよい内装計画とします。
- ・日常清掃、維持管理、メンテナンスがしやすいデザインとします。

(5) 構造計画の基本的な考え方

① 構造計画について

- ・「海溝型地震の長期評価結果（2021年1月13日公表）」によれば、我が国において今後30年以内に大規模地震が発生する確率は極めて高く、避難所として位置づけられる施設は、大地震の発生後においても十分な安全性を確保することが必要です。公立学校施設である本施設は、建設後、指定避難所として位置づけられることが想定されるため、耐震性の目標水準は、大地震時の人命確保にのみならず、大地震後も継続的に使用できるⅡ類（用途係数 $I=1.25$ ）と

します。

- 構造種別については、階数、スパン、耐震性（強度）、長寿命性、遮音性、耐火性及び経済性等を加味し、鉄筋コンクリート造を想定します。
 - 機能性、安全性、経済性等を考慮し、適切な工法を選定します。
- ② 上部構造計画について
- 将来予想される壁の変更に対応できるように、最小限の耐震壁を平面的にバランス良く連層で配置することにより将来的に修繕・模様替えが可能な空間になるよう配慮します。
- ③ 基礎構造計画について
- 近隣土質柱状図より、概ね GL-56.0m 以深の礫混り砂を支持層とする杭基礎の採用となることが想定されるため、詳細検討の際には、計画敷地内の地盤及び土質報告書から判断し、杭工法を比較検討します。

(6) 設備計画の基本的な考え方

- ① 設備計画について
- 省エネルギー・省資源対策に配慮した設備計画とします。
 - 耐震安全性は、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られることを目標とする乙類とします。
- ② 機械設備計画について
- 冷暖房設備を教室、管理諸室、体育館などに整備します。
 - 自然通風を積極的に確保するほか、適切な換気計画とします。
 - 資源の節約と自然エネルギーの有効利用に配慮した環境にやさしい設備計画とします。
 - 設備機器の耐震性に配慮した安全な計画とします。
 - 経済性、更新性に配慮した計画とします。
- ③ 電気設備計画について
- 自然採光を積極的に取り入れ、また各室の利用用途に応じた適切な機能を提案する等、資源の節約に配慮した計画とします。
 - 太陽光発電装置の設置等、環境配慮及び環境教育の実践的教材確保の観点について考慮します。
 - 学校 ICT 環境への対応について検討し計画に反映します。
 - 経済性、更新性に配慮した計画とします。

(7) 防犯計画の基本的な考え方

- ① 全体的な防犯計画について
- 敷地内外からの見通しや、管理諸室の配置に配慮し、「人の目」の確保による危険性の察知、犯罪の抑止を図る等、視認性を確保した計画とします。
 - フェンスや扉等による物理的な境界の確保だけでなく、舗装材を変えたり、花壇で通路をデザインする等、心理的に知覚できる領域性を確保し、不審者の侵入等を抑制するような計画とします。
- ② 防犯設備の活用について
- 鍵やインターホンなどによる出入りの管理設備を計画します。
 - 防犯カメラや機械警備を活用します。

(8) 防災計画の基本的な考え方

- ① 非常時の安全性の確保について
 - ・災害発生時や非常時において命を守る施設とするために、構造体の耐震安全性確保、非構造部材や建築設備の耐震化を行います。
- ② 避難所としての機能の確保について
 - ・防災備蓄倉庫を計画します。
 - ・かまどベンチやマンホールトイレ、防災井戸の設置を検討します。
 - ・電力の供給がストップした時の対策として、自家発電設備の設置を検討します。
- ③ 地震対策について
 - ・大地震動後、非構造部材の損傷や、家具類の転倒・移動等が発生しない地震対策を行います。
 - ・窓ガラスには強化ガラス及び飛散防止フィルムを採用する等、ガラスの安全性を確保します。
- ④ 水害対策について
 - ・ハザードマップによると近郊の河川が氾濫した場合、浸水回避が困難な地域であり、1FL 設定や上階避難方法などハード面とソフト面と合わせた対策を協議検討し計画に反映します。

(9) 環境配慮計画の基本的な考え方

- ・環境負荷に配慮した「エコスクール」を目指し、自然エネルギーの活用、省エネルギー対策、資源の再利用等環境に配慮した施設とします。
- ・断熱性能を高めるなどにより、夏涼しく、冬温かい校舎とします。
- ・環境教育の教材としても活用できる施設となるよう配慮します。
- ・四季の移り変わりを体感できる景観を創出し、自然と共生した計画とします。

2 土地利用計画及びゾーニング検討

基本方針を踏まえ、土地利用計画及びゾーニングの比較検討を行いました。検討結果は図表 4-1 のとおりです。

比較検討の結果、東西に長い南向きの校舎を敷地北側に配置し、敷地南側をグラウンドとするA案が最も総合評価が高く適正であると判断できます。

図表 4-1 土地利用計画及びゾーニング比較表

※評価点 ○：10点 △：5点 ×：0点 満点：100点

		A案(校舎北側配置案)	B案(校舎西側配置案)	C案(校舎南側配置案)	D案(校舎東側配置案)
教育環境	教室の採光	○南に面した教室を多く確保可能	×東西採光となるほか 西側住宅の日影の影響を受ける	○南に面した教室を多く確保可能	×東西採光となるほか 東側は中学校の日影の影響を受ける
	教室からの眺望	○教室の窓が住宅地に面しないため、教室からの良好な眺望の形成に際して、曇りガラスや目隠しの採用、窓開閉やバルコニー利用の制限といった近隣住宅地へのプライバシー配慮を必要としない。	×校舎が西側住宅地に近接するため、教室からの良好な眺望の形成に際して、西側教室の窓については、曇りガラスや目隠しの採用、窓開閉やバルコニー利用の制限といった近隣住宅地へのプライバシー配慮が必要となる。	△校舎が南側住宅地に比較的近いこと、教室からの良好な眺望の形成に際して、南側教室の窓については、必要に応じて曇りガラスや目隠しの採用、窓開閉やバルコニー利用の制限といった近隣住宅地へのプライバシー配慮を検討する必要がある。	○教室の窓が住宅地に面しないため、教室からの良好な眺望の形成に際して、曇りガラスや目隠しの採用、窓開閉やバルコニー利用の制限といった近隣住宅地へのプライバシー配慮を必要としない。
安全性	歩車分離	○児童動線と車両動線を明確に分離可能	○児童動線と車両動線を明確に分離可能	○児童動線と車両動線を明確に分離可能	△給食搬入等で車両動線を校舎まで引込む必要があり、児童動線との分離に工夫が必要
	見通し	○職員室の配置を工夫することで、職員室から正門とグラウンドの両方を見通すことが可能	×正門とグラウンドが建物を挟んで反対側に位置するため、職員室から正門とグラウンドの両方を見通すことは困難	○職員室の配置を工夫することで、職員室から正門とグラウンドの両方を見通すことが可能	△職員室から正門とグラウンドの両方を見通すことは可能だが、正門が遠くなる
グラウンドの環境	形状	○整形で使いやすい	△南北に長い形状となる	○整形で使いやすい	△南北に長い形状となる
	日影	○グラウンドへの建物の影の影響が少ない	×校舎や中学建物の影がグラウンドへ影響してしまう	×グラウンド南側は一年中日陰となる	△校舎の影がグラウンドへ影響してしまう
周辺環境への影響	西側住宅への影響	△圧迫感や日影の影響が少ない	×圧迫感や日影の影響が大きい	△圧迫感や日影の影響が少ない	○圧迫感や日影の影響はない
	南側住宅への影響	○圧迫感や日影の影響はない	△圧迫感や日影の影響は少ない	△圧迫感や日影の影響は少ない	○圧迫感や日影の影響はない
潮止中学校との関係	移動距離	○校舎・グラウンド共 中学校との移動がしやすい	△校舎は中学校との移動が長くなるが、 グラウンドへの移動はしやすい	○校舎・グラウンド共 中学校との移動がしやすい	△校舎は中学校との移動がしやすいが、 グラウンドへの移動が困難
	中学校の環境	△中学校への日影の影響は少ない	○中学校への日影の影響はない	△中学校への日影の影響は少ない	×中学校への日影の影響が大きい
総合評価(評価点の合計)		90点	35点	70点	55点

3 必要諸室、配慮事項、面積規模

新設小学校に整備する諸室等に関する基本的な考え方を次のとおり示します。

図表 4-2 諸室等一覧表

室名	配慮事項	面積規模
普通教室・特別支援教室		
普通教室	<ol style="list-style-type: none"> 採光、通風等の良好な環境条件に考慮し、位置や方位等に配慮する。 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室を同一階、同一区画とするよう配慮する。 廊下や多目的室との連続性を考慮し、一体的な利用ができるよう配慮する。 学年の区切りや学年ごとの空間的まとまりを崩すことなく容易に学級数の増減に対応できるよう工夫する。 児童が落ち着く居場所となるよう、児童の荷物を収納するスペースや家具の形状等に配慮する。 	24室×64㎡ =1,536㎡
特別支援教室	<ol style="list-style-type: none"> 児童に応じた多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間確保に配慮する。 児童に応じた十分な安全を確保するよう工夫する。 外部からの刺激等による心理的な不安定さを考慮した、落ち着いて学びやすい環境に配慮する。 職員室や保健室との連絡、便所等との位置関係を考慮した配置とする。 	2室×64㎡ =128㎡
特別教室		
理科教室	<ol style="list-style-type: none"> 実験用機の配置及び薬品等の安全管理に配慮する。 水栓、流し等を利用しやすいように設置する。 観察、飼育、栽培等を考慮した計画とする。 	2室×128㎡ =254㎡
生活教室	<ol style="list-style-type: none"> 低学年児童の利便性に配慮する。 	1室×64㎡
音楽教室	<ol style="list-style-type: none"> 多様な学習活動に対応することができるような計画とする。 遮音性能について考慮する。 多種類の楽器等の収納のための空間を設ける。 	1室×128㎡
図画工作教室	<ol style="list-style-type: none"> 可動機及び収納、保管、展示のための家具等を設置することができる空間とする。 水栓、流し等を利用しやすいように設置する。 バルコニーなどの屋外作業空間と連続することが望ましい。 	1室×128㎡

家庭教室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設備、機器等を必要な間隔で配置し、包丁等の調理用具を安全に保管することができる空間とする。 2. ランチルームとの連携を考慮する。 3. 調理、被服の授業に対応できる計画とする。 	1室=128㎡
外国語教室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 音を出さず授業を実施するため、普通教室等との位置関係に配慮する。 2. 高学年児童の利便性に配慮する。 	1室×64㎡
視聴覚教室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 単独では設けないこととし、視聴覚教室の機能は他の教室で確保する。 	-
コンピュータ教室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 図書室と合わせ「情報センター」として計画する。 2. 将来の機器更新を考慮した空間を確保する。 	1室=192㎡ ~256㎡
図書室	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータ教室と合わせ「情報センター」として計画する。 2. 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配置できる空間を確保する。 	
特別活動室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学習活動に柔軟に対応できるような空間とする。 	1室×64㎡
ランチルーム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食事形態に応じたゆとりある食事ができる空間を確保する。 (利用人数は100人程度を想定する。) 2. 異学年交流が行えるような環境整備を行う。 3. 配膳等の準備スペースを確保する。 4. 家庭科室との連携に配慮する。 5. トイレ、手洗い場の位置関係に配慮する。 	1室=192㎡
日本語教室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 静かな学習環境を確保する。 2. 利用時間が重複しないよう調整し、少人数授業用教室との兼用も検討する。 	最大(望ましい): 1室×64㎡
多目的室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的な学習の活動の場として、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習等に対応できる計画とする。 2. 学習内容・学習形態等に応じ各種のコーナーを形成したり、各種の机、収納家具等を弾力的に配置できる空間を確保する。 3. 少人数授業用教室との兼用とする。 4. 学年集会を行えるよう2室連続とすることが望ましい。 	最大(望ましい): 6室(各学年1室)×64㎡ =384㎡ 最小(必要条件): 3室(2学年1室)×64㎡ =192㎡
少人数授業用教室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多目的室と兼用し、可動間仕切り等で多様な学習活動に対応可能な計画とする。 2. 高学年の算数の授業での利用が多いことが想定される。 	多目的室と兼用

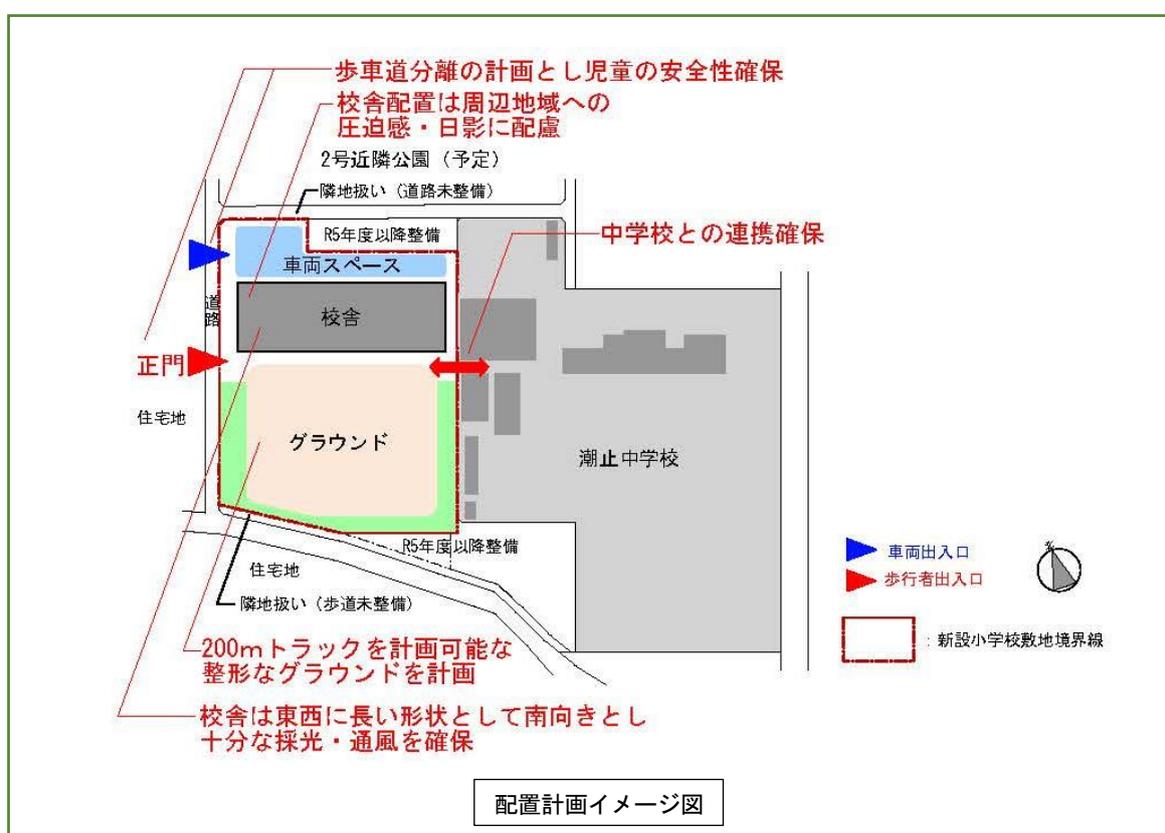
管理諸室		
校長室	1. 職員室との連携に配慮する。 2. 校庭への見通しを考慮した配置とする。	1 室=32 m ²
職員室	1. 校庭、昇降口及び正門の見通しを考慮した配置とする。 2. 管理諸室との連携に配慮する。 3. 各種資料の日々の利用と適切な保管を考慮した収納を確保する。	1 室=128 m ²
保健室	1. 児童にとって利用しやすく、かつ、教育相談室との連携に配慮する。 2. グラウンドからの入口を確保する。	1 室=64 m ²
事務室	1. 職員室との連携に配慮する。 2. 外来受付業務を行うため、外来出入口との位置関係に配慮する。 3. 職員室と同室も可能とする。	1 室=32 m ²
主事室	1. 用務員が利用する室であるため、管理諸室及び駐車場側との連携に配慮する。	1 室=32 m ²
放送室	1. 必要な音響的環境を確保する。 2. 管理諸室との連携に配慮する。 3. グラウンドへの見通しが容易な配置とする。	1 室=32 m ²
教育相談室	1. 児童と教師が個別に相談したり、落ち着いて時間を過ごせる空間とする。 2. 管理諸室の近くに配置とする。	1 室=32 m ²
会議室	1. 管理諸室との連携に配慮する。	1 室=64 m ²
印刷室	1. 職員室との連携に配慮する。	1 室=32 m ²
職員更衣室	1. 男女別に確保する。 2. 管理諸室との連携に配慮する。 3. ロッカー（W900、3人用）を32人分（男女計）配置可能な空間とする。	男女各 1 室=32~64 m ²
教材室・倉庫	1. 目的別・収納品ごとに分散して配置する。	適宜
配膳室	1. 給食搬入ルートとの連携に配慮する。 2. 各階に衛生的に給食を配膳可能な計画とする。	適宜
防災備蓄倉庫	1. 体育館との位置関係に配慮した備蓄スペースを確保する。 2. 搬入経路に配慮する。	50 m ² 程度
児童会室	1. 放課後に 3 年生以上が集まり活動することを想定した計画とする。	1 室=64 m ²
PTA室	1. 保護者が利用しやすい位置に配置する。	1 室=32 m ²
共用部		
エレベーター	1. バリアフリーに対応した配置、仕様とする。	適宜

等	2. 給食運搬に配慮した計画とする。	
昇降口・玄関	1. 分かりやすく、移動しやすい位置とする。 2. グラウンドへの移動に配慮する。 3. 外来・職員用の入口を確保する。 4. 昇降口前に手洗・足洗を計画する。	適宜
廊下・階段	1. 廊下は児童が気分転換できる場所となるよう配慮する。 2. 明るく使いやすい計画とする。 3. 分かりやすい動線計画とする。 4. 作品や学習成果物の展示スペースを設ける。	適宜
トイレ	1. 明るく清潔感のある仕様とする。 2. 多目的トイレを利用しやすい位置に配置する。	適宜
手洗い場	1. 利用しやすい位置に計画する。	適宜
体育館		
体育館	1. 小学校用バスケットコート 2 面の確保が可能なサイズとし、バレーやバトミントンコートも確保できる仕様とする。 2. 地域開放を考慮した計画とする。 3. 避難時利用に配慮する。 4. 体育器具庫を計画する。 5. 潮止中学校からの利用に配慮する。	約 900 m ² 程度
プール		
プール	1. 屋外仕様とする。 2. 25m・6レーンを整備する。 3. 学年ごとの利用を想定する。 4. 屋上に設置する場合、防風対策に配慮する。 5. 将来の潮止中学校との兼用利用について、基本設計にて詳細検討を行う。	
プール用諸室	1. 男女別トイレ、シャワー、手洗設備を設ける。 2. 専用のプール更衣室を計画する。 3. 濾過機械室、物品庫を確保する。	適宜
外構・校庭		
校庭	1. できるだけ整形なグラウンドスペースを確保する。 2. 200mトラック、100m直線トラックを計画する。 3. メンテナンス入口を設ける。 4. 遊具スペースを設ける。 5. 花壇や畑、動物小屋の設置等、学校教育との連携に配慮する。	適宜
屋外体育倉庫	1. グラウンドとの連携に配慮する。 2. 大型器具の出し入れに配慮する。	適宜
屋外トイレ	1. 男女別に確保する。	適宜

	<ul style="list-style-type: none"> 2. 多目的トイレを計画する。 3. グラウンド開放時の単独利用に配慮する。 	
屋外遊具等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 遊具等は下記を計画する。 動物小屋・鉄棒・砂場・ブランコ・シーソー・雲梯・はん登棒・すべり台・ジャングルジム 	適宜
駐輪場・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 1. 歩行者と車両の動線を分離した安全な計画とする。 2. 職員用 25 台、来客用 5 台程度の駐車を確保する。 3. 10 m²程度の駐輪スペースを確保する。 4. 給食搬入や物品の納入に配慮したスペースを確保する。 	適宜
廃棄物保管場所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童や職員のゴミ出し動線、回収車の動線に配慮する。 2. 分別などリサイクル教育への利用に配慮する。 	適宜
校門	<ul style="list-style-type: none"> 1. 正門は西側道路面に確保する。 2. 必要に応じてメンテナンス門等を計画する。 3. 潮止中学校との連携に配慮した管理門の設置を検討する。 	適宜
通用口	<ul style="list-style-type: none"> 1. 職員及びメンテナンス動線として必要箇所に設置する。 2. 鍵の管理方式を検討する。 	適宜

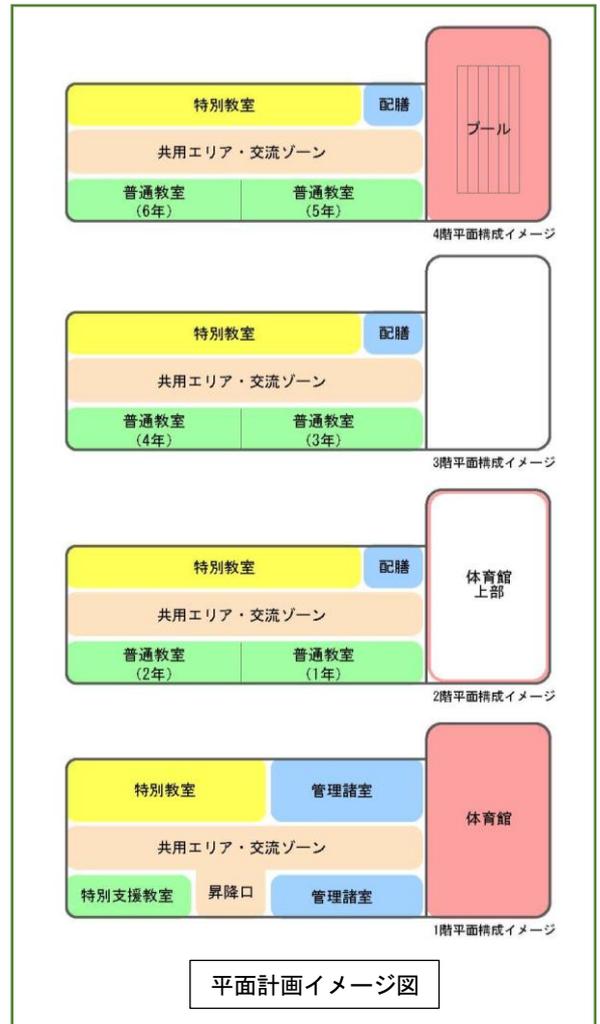
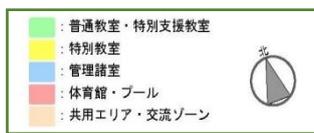
4 配置計画

- 校舎は敷地の北側に配置し、南向きに十分な採光、通風を確保できる配置とします。
- 校舎の北側に車両スペース（駐車場、サービスヤード等）を計画します。
- グラウンドは出来るだけ整形に確保し、200mトラック、100m直線トラックの計画ができる広さを確保します。
- 周辺環境及び学校機能に適した植栽を選定し、条例で必要な緑地面積を確保します。
- 正門位置は接道整備状況を考慮し、敷地西側に整備します。
- 歩車道分離を確保し、児童の安全に配慮した動線計画とします。
- 潮止中学校との連携に配慮した計画とします。



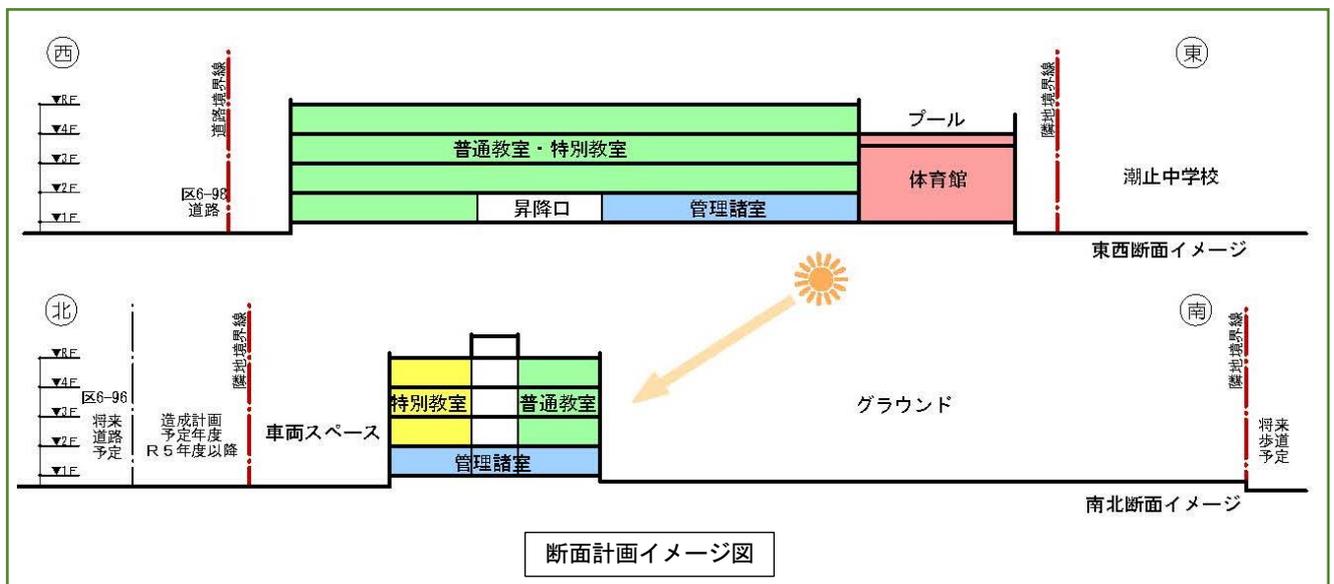
5 平面計画

- 普通教室は、南向き採光が可能な配置とします。
- 普通教室、特別教室等は、主として中層、高層階への配置とします。
- 特別教室は北側の配置とし、普通教室との連携に配慮します。
- 特別支援教室は、1階を想定し、落ち着いて、安心して学習できる環境を確保します。
- 職員室、校長室は外部への視認性や防犯上の観点から、南に面した1階に配置とします。
- 管理諸室は、体育館の地域開放を含む来訪者の対応を考慮した位置に配置します。
- 各教室へ衛生的に給食の配膳が行えるよう、配膳室を計画します。
- プールについては、敷地の有効利用を考慮した配置とします。
- 教室空間の拡張や環境負荷の低減等に有効なバルコニーを整備します。



6 断面計画

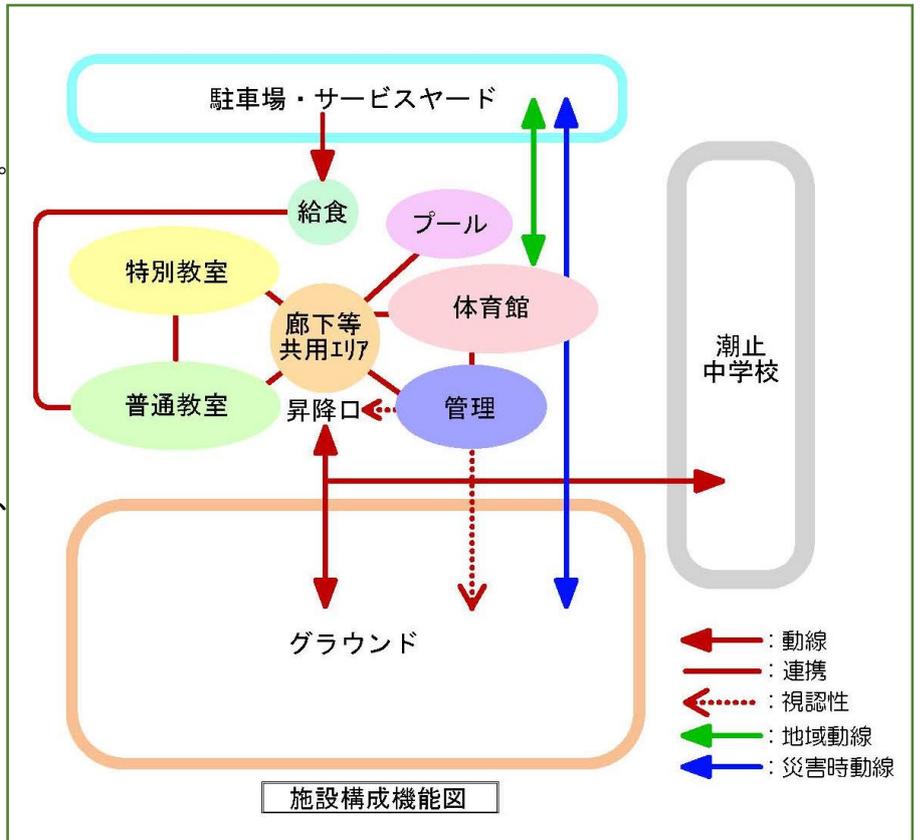
- 校舎は4階建て程度としグラウンド面積を確保します。
- 陽当たりがよく、グラウンドを望める面に普通教室を計画します。
- 敷地の有効利用を考慮し、体育館・プールは重層構成になることが想定されます。



7 諸室の機能図

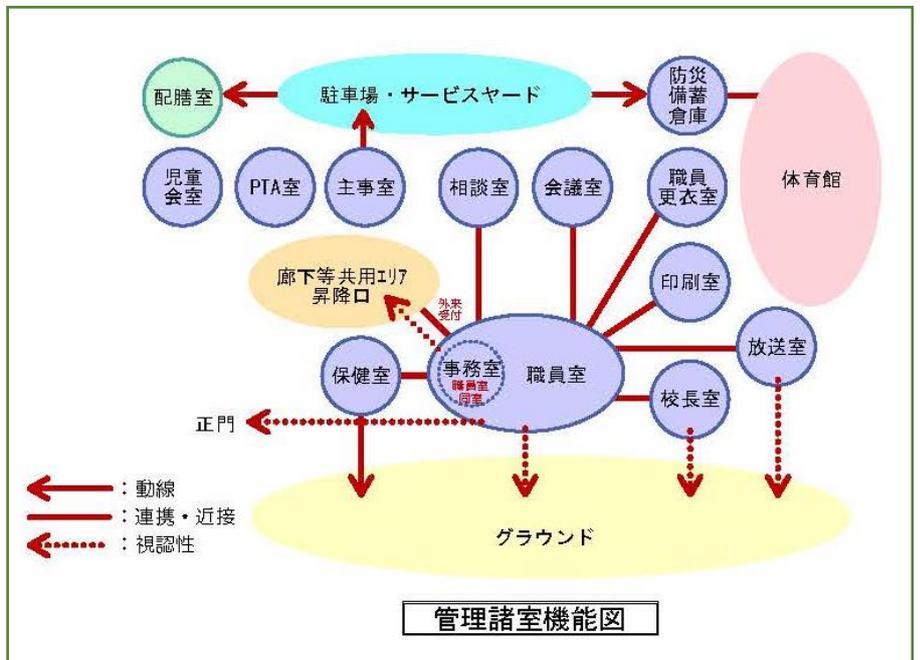
(1) 施設構成機能図

- ① 学校中心辺りに昇降口を計画し移動しやすい施設構成とします。児童のグラウンドへの動線に配慮します。
- ② 管理（職員室等）から昇降口やグラウンドへの視認性を確保し、見守りや防犯面に配慮します。
- ③ 普通教室と特別教室の連携に配慮します。
- ④ 災害時の体育館への搬入、グラウンドへの連携に配慮します。
- ⑤ 給食搬入ルートを確認します。
- ⑥ 潮止中学校との連携動線を確保します。



(2) 管理諸室機能図

- ① 職員室、校長室、放送室からはグラウンドへの視認性に配慮します。
- ② 職員室から正門への視認性に配慮します。
- ③ 管理諸室を近接させて確保し、職員の利便性を高めます。
- ④ 事務室は職員室と同室も可能とします。
- ⑤ 外来受付は事務職員が行います。
- ⑥ 保健室はグラウンドからの出入りを確保します。
- ⑦ 配膳室はサービスヤードからの搬入動線を確保します。



第5章 事業方式の検討

1 検討する事業方式

公共施設の建設に係る事業方式は、従来から実施されている設計・施工分離発注方式のほか、近年は、PFI方式をはじめとした民間活力導入型の事業方式が取り入れられています。

様々な事業方式のうち、小学校新設に適用できると考えられる手法として、**設計・施工分離発注方式（従来方式）**、**設計・施工一括発注方式（DB方式）**、**PFI方式**の3つの事業方式について検討するものとします。

※従来方式：設計者、施工者をそれぞれ選定し分離発注する、公共事業では最も一般的な方式。

※DB方式：設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式。

（DB方式：Design-Build＝設計・建設）

※PFI方式：民間事業者が設計、建設、維持管理を一体的に委ねる方式。

市は民間事業者が設立する特別目的会社（SPC）と契約を締結し、SPCが建設資金の調達を行い、市が割賦方式により支払う。所有権移転の時期についてはいくつかの手法がある。

（PFI方式：Private Finance Initiative）

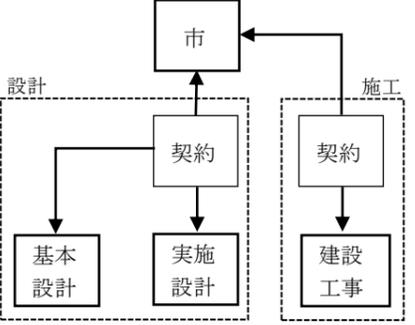
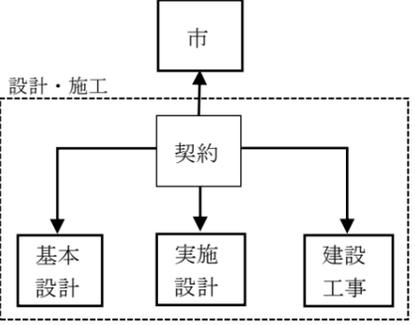
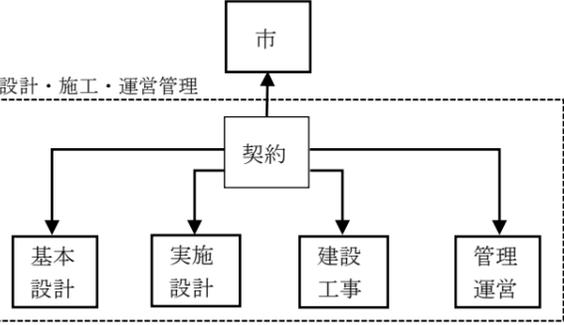
なお、PFI方式には、所有権移転の時期により、BTO型、BOT型、BOO型の手法があります。本事業は、児童数の急増への対応として、新たな市立小学校を早期に建設し、南部地区の教室不足の解消を図るものであり、当該新設小学校の建設後、その学校運営はPFI事業者ではなく市が行います。このため、本事業に係る事業方式の比較においては、PFI事業者により学校が建設された後、その所有権を市に移転し、市により学校を運営する「BTO型」について比較検討するものとします。この事業スキームにおいて、PFI事業者は、所有権移転後の学校施設の維持管理業務を実施します。

※BTO型：民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設後、所有権を行政に移転し、民間事業者が運営・維持管理を事業期間の終了まで行う方式です。民間事業者にとっては業務の効率化が図られるなどのDB方式と同様のメリットがあり、行政にとっては資金調達を一部民間事業者に移転できることが特徴ですが、市場から調達した資金の金利負担が本方式の導入における課題となっています。

※BOT型：民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設し、事業期間の終了まで運営・維持管理を行った後、施設の所有権を行政に移転する方式です。資金調達の一部を民間事業者に移転できるなどのBTO方式と同様のメリットのほかに、運営・維持管理期間中においても施設は民間事業者の所有となるため、BTO方式に比較して長期にわたり民間事業者は効果的・効率的に施設の維持管理を行う上でのインセンティブが働きやすい傾向にあります。一方、民間事業者が施設を所有することにより民間事業者には税負担が発生するとともに、BTO方式以上に市場から調達した資金の金利負担が事業化への課題となっています。

※BOO型：民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設し、運営・維持管理を行い、事業期間終了後、民間事業者が施設を撤去する方式です。民間事業者に事業全般の裁量を委ねるため、民間事業者のノウハウを最も反映しやすく、独立採算型の事業に向いており、産業廃棄物の処理を伴う事業で採用されています。民間事業者にとっては効果的・効率的に施設の維持管理を行うインセンティブが働く傾向がありますが、民間事業者が施設を所有することにより民間事業者には税負担が発生するとともにBOT方式以上に市場から調達する資金の金利負担が事業化への課題となっています。

2 各事業方式の概要

発注方式	①設計・施工分離発注方式（従来方式）	②設計・施工一括発注方式（DB方式）	③PFI方式（BTO型）
特徴	 <p>設計者、施工者をそれぞれ選定し分離発注する、公共事業では最も一般的な方式。</p>	 <p>設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式。</p>	 <p>民間事業者に設計、建設、維持管理を一体的に委ねる方式。市は民間事業者が設立する特別目的会社（SPC）と契約を締結し、SPCが建設資金の調達を行い、市が割賦方式により支払う。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工に先立って別途発注により実施する設計段階において、関係機関協議や施設の利用方法を十分に確認し、設計成果に反映することができる。 ● 上記の設計成果に基づき工事仕様を確定させて工事発注できる。 ● 確定した仕様により精度の高い工事費の算出が可能となる。 ● 仕様を確定させてから工事を発注するため、契約変更を必要とする施工条件が明確である。 ● 発注者、施工者による設計の監督・照査により、設計品質を維持できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計と施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる（事業費削減や工期短縮が期待できる）。 ● 設計の全部又は一部と施工を同一の者が実施するため、当該設計と施工に関する責任の所在を一元化できる。 	<p>DB方式と同様に、民間ノウハウを活かした効果的、合理的な設計・施工の実施や責任の所在の一元化といったメリットのほか、次のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割賦方式による支払いとなるため、市の財政負担を事業期間中で平準化できる。 ● 施設のメンテナンスや清掃などの維持管理業務を施設整備も行うPFI事業者が一括して実施するため、民間事業者ならではの効率的な維持管理ノウハウを活用することで、メンテナンスや清掃などが効率的かつ効果的に行われ施設のライフサイクルコストを縮減する可能性が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 設計及び施工を分離して発注するため、それぞれの業務に対して事業者選定手続（入札等）が必要となる。 ▲ 建設費は引渡しまでに一括で支払うため、起債や補助金等による資金調達を除き、建設段階での財政負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 設計未実施の段階での発注となるが、その発注にあたっては、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を、契約の条件として提示し、受発注者間で十分に共有しておく必要がある。（契約時における受発注者間での具体的な設計・施工条件の共有等が不十分であった場合には、発注者の求める機能・性能等が設計内容に十分に反映されない可能性がある。） ▲ 設計と施工を一括で契約するため、契約時点で工事費を含めた事業費が決定しており、事業費に影響が出るような設計変更に対応できない。（必要な変更契約ができない場合や、受発注者間の協議により変更対応を可能とした場合でも、契約当初の想定にない費用負担や工期延長が発生するおそれがある。） ▲ 上記の発注に係る条件整理のため、従来方式に比べて事業者選定に期間を要する。 ▲ 設計と施工を分離して発注した場合と比べて、設計者の視点や発注者におけるチェック機能が働きにくく、施工者の視点に偏った設計となる可能性がある。 ▲ 建設費は引渡しまでに一括で支払うため、起債や補助金等による資金調達を除き、建設段階での財政負担が大きい。 	<p>DB方式と同様に、発注者の求める機能・性能等の確保に関する懸念や事業費に影響を及ぼす設計変更への対応困難性といったデメリットのほか、次のようなデメリットが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 必ずしも、すべての学校施設整備にPFI手法を活用しうるわけではない（VfMが発生しない場合はPFIを導入できない）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校施設PFIの場合、学校施設の運営（教育活動）自体はPFI事業者の業務の対象とすることができず、学校施設の維持管理がPFI事業者の業務の中心となるため、VfMがあまり大きくならない傾向にある。 ・ 起債よりも金利の高い民間資金を活用するため、建設及び維持管理のコスト縮減効果が相殺される可能性がある。 ▲ PFI導入の可否についての調査検討が必要であり、通常事業には必要のない準備期間や経費が必要となる <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業に比べ、PFI導入可能性検討調査、実施方針の策定、特定事業の選定、詳細な契約書の作成など、事業導入のための作業量が増加する。 ・ PFIは、財務、法務、建築等の専門知識やノウハウを必要とするため、実施にあたっては、外部のコンサルタント業者等の専門家にアドバイザリー業務を委託する必要がある。 ▲ 事業期間が長期に亘る契約となるため、環境変化に対するリスク検討が必要となる。

3 開校までの期間の比較検討

事業方式ごとに業務発注準備から開校までの期間を比較検討しました。

なお、設計業務については、効率的な業務実施と業務実施期間の確保の観点から、基本設計と実施設計を一括で発注することとします。

(1) 設計・施工分離発注方式（従来方式）

従来方式により実施した場合の開校までの期間は45ヵ月となります。

【期間の内訳】

- ①設計発注手続：3ヶ月
- ②設計業務：18ヵ月
- ③工事発注手続：3ヵ月
- ④建設工事：19ヵ月（外構工事含め：20ヵ月）
- ⑤引越作業等：2ヵ月

(2) 設計・施工一括発注方式（DB方式）

DB方式により実施した場合の開校までの期間は51ヵ月となります。

DB方式は、設計未実施の段階で、設計と施工を同時に発注する方式であるため、契約時点において、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を、受発注者間で十分に共有しておく必要があり、これが不十分であった場合には、発注者の求める機能・性能等が設計内容に十分に反映されない可能性があります。このため、発注にあたっては、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示する必要がありますが、本市においては、DB方式による発注のノウハウが不足していることから、DB事業者選定に先立って、DB発注に係る発注者支援業務を別途実施することを見込んでいます。

このため、従来方式と比較し、事業者選定に係る期間が多く必要となり、開校までに時間を要します。

【期間の内訳】

- ①DB発注者支援業務発注手続：3ヶ月
- ②DB発注者支援業務：6ヵ月
- ③DB発注手続：3ヵ月
- ④設計業務18ヵ月
- ⑤建設工事：19ヵ月（外構工事含め：20ヵ月）
- ⑥引越作業等：2ヵ月

(3) PFI方式

PFI方式により実施した場合の開校までの期間は63ヵ月となります。

PFI方式は、DB方式と同様、設計と施工を同時に発注する方式であるため、発注にあたり、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として

提示する必要があります。また、PFI方式は、民間ノウハウの活用により、事業費の縮減が期待できる一方で、起債よりも金利の高い民間資金を活用するため、事業費削減の効果が相殺される可能性もあることから、PFI方式の導入に先立って、PFI導入可能性調査が必要となります。

さらに、PFI方式の実施においては、実施方針の策定や特定事業の選定等のPFI法に基づく手続が必要となるほか、財務、法務、建築等の専門知識やノウハウも必要となるため、アドバイザリー業者の支援を受け、PFI事業者の選定等を行うことが一般的です。

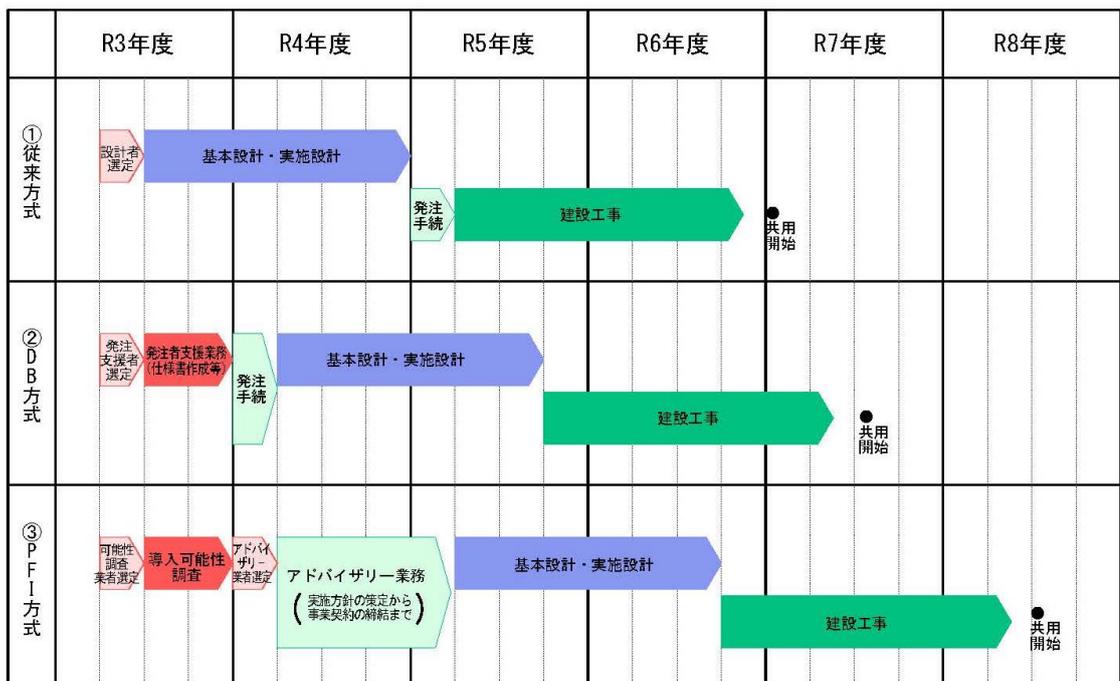
このため、従来方式と比較し、事業者選定に係る期間が多く必要となり、開校までに時間を要します。

【期間の内訳】

- ①PFI導入可能性調査業務発注手続：3ヶ月
- ②PFI導入可能性調査業務：6ヶ月
- ③アドバイザリー業務発注手続：3ヶ月
- ④アドバイザリー業務及びPFI法に基づく各種手続：12ヶ月
- ⑤設計業務：18ヶ月
- ⑥建設工事：19ヶ月（外構工事含め：20ヶ月）
- ⑦引越作業等：2ヶ月

事業方式ごとに開校までの想定スケジュールは次のとおりです。

図表5-1 事業方式ごとの想定スケジュール



4 採用する事業方式

本件は、今後の南部地区の児童数の急増による教室不足の解消を図るために、可能な限り早期の新設小学校開校を目指し、設計及び工事その他手続を迅速に進め、令和7年度当初の開校を目的として実施する事業です。

検討した3つの事業方式の中で、『設計・施工分離発注方式（従来方式）』は、本事業の目的である令和7年度当初の開校を実現できる唯一の事業方式です。

また、他の2つの事業方式は、設計と施工を同時に発注する方式であるという特性上、受注した民間事業者によるノウハウを活かした効率的・合理的な設計・施工の実施等のメリットがある反面、設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくいことに加え、次のようなデメリットがあります。

- 設計未実施の段階で、設計と施工を同時に発注する方式であるため、契約時点において、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を、受発注者間で十分に共有しておく必要があり、これが不十分であった場合には、発注者の求める機能・性能等が設計内容に十分に反映されない可能性があること
- 設計と施工を一括で契約するため、契約時点で工事費を含めた事業費が決定しており、事業費に影響が出るような設計変更に対応できず、必要な変更契約ができない場合や、受発注者間の協議により変更対応を可能とした場合でも、契約当初の想定にない費用負担や工期延長が発生するおそれがあること

このため、設計と施工を別途に発注し、設計段階で学校施設の利用方法の確認や関係機関との協議等を行い、それらを反映した設計成果に基づいて確定させた仕様により工事を発注し施工する『設計・施工分離発注方式（従来方式）』の方が、他の2つの事業方式に比べて、発注者が求める機能・性能の確保の観点において優れています。

以上の検討を踏まえ、新設小学校の建設においては、開校までの期間及び発注者が求める機能・性能の確保の観点から、設計・施工分離発注方式（従来方式）を採用することとします。

第6章 開校までのスケジュール（案）

開校までのスケジュール（案）を次のとおり示します。なお、現時点における案であり、今後の検討に伴い変更の可能性があります。

計画概要	所在地	草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業 144 街区 1.7.16.17 画地
	敷地面積	13,716 m ²
	延床面積	8,700 m ² 程度
	校庭面積	7,200 m ² 程度
	施設概要	普通教室 26 室（特別支援教室 2 室含む）、体育館、プール、その他付属建物（体育器具倉庫等）

	R3年度												R4年度												R5年度												R6年度												R7年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
用地関係	造成工事（埼玉県）																																																					
設計	基本設計・実施設計																																																					
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;">設計者選定</div> <div style="width: 15%;">基本設計</div> <div style="width: 15%;">実施設計</div> <div style="width: 15%;">確認済証取得●</div> </div>																																																					
調査等	地盤調査 ●地盤調査																																																					
	敷地測量 ●敷地測量																																																					
工事	建設工事																																																					
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;">施工者選定</div> <div style="width: 15%;">建物工事</div> <div style="width: 15%;">外構工事</div> <div style="width: 15%;">校舎引渡●</div> <div style="width: 15%;">外構竣工●</div> </div>																																																						
開校																																																						
引越・準備 → 供用開始																																																						